

<資料>

児童相談所職員を対象とした研修ニーズに関する実態調査報告

川崎千恵^{1,2)}, 大冢賀政昭²⁾, 越智真奈美²⁾¹⁾ 長野保健医療大学看護学部²⁾ 国立保健医療科学院医療・福祉サービス研究部A Survey of education needs of professional officers
at child guidance centers in JapanKAWASAKI Chie^{1,2)}, OTAGA Masaaki²⁾, OCHI Manami²⁾¹⁾ Faculty of Nursing, Nagano University of Health and Medicine²⁾ Department of Health and Welfare Services, National Institute of Public Health

抄録

目的: 児童相談所の専門職が学ぶ必要があると考える研修内容と、それらを学ぶ機会の実態を明らかにすることを目的とした。

方法: 全国の児童相談所214か所の児童福祉司、児童心理司、保健師を対象に、無記名自記式質問紙調査票を郵送配布した。各児童相談所各職種1名を調査対象とした。調査内容は、回答者の属性、学ぶ必要があると認識している研修内容（講義・演習）とそれらを学ぶ機会の有無とした。全変数について記述統計を行うとともに、各回答傾向の職種間の差を確認するために、Dunn検定と χ^2 乗検定を行った。

結果: 回答を得た395名のうち387名を分析対象とした（有効回答率97.9%）。回答者の児童相談所における職種の割合は、児童福祉司43.9%、児童心理司43.9%、保健師12.1%であった。学ぶ必要があると考える講義テーマは「虐待の子どもへの影響」「虐待の判断・リスクアセスメント」などであった。職種間の差がないものは「虐待の子どもへの影響」などで、すべての職種が学ぶ必要があると考えるが、学ぶ機会がないものは、「子ども・保護者との面接に関する技術」であった。学ぶ必要があると考える演習テーマは「子ども・保護者との面接に関する技術」「虐待の判断・リスクアセスメント」などであった。職種間の差がないものは、「事例検討」などで、すべての職種が学ぶ必要があると考えるが、学ぶ機会がないものは、「スーパービジョン」「子ども・保護者との面接に関する技術」であった。

結論: 本研究の結果、児童相談所職員に共通して、あるいは特定の職種に特に学ぶ必要があると考える研修テーマと、それらを学ぶ機会の実態が明らかになった。今後、研修内容と対象職種を検討する上での参考となり、学ぶ必要性の認識が高く、学ぶ機会に職種間で差がなかったテーマの研修を3職種合同で行い、意見交換をする機会を設けるなどにより、職種間の相互理解にも役立つ可能性があると考えられる。

キーワード: 児童相談所, 教育, 児童福祉司, 児童心理司, 保健師

Abstract

Objective: This study aimed to identify education content and opportunities available for professional officers at child guidance centers in Japan.

Methods: The study group included child welfare officers, child psychologists, and public health nurses

連絡先: 川崎千恵

〒381-2227 長野県長野市川中島町今井原11-1

11-1 Imai-hara, Kawanakashima-cho, Nagano-shi, Nagano 381-2227, Japan.

Fax: 026-214-0379

E-mail: kawasaki.chie@shitoku.ac.jp

[令和2年7月28日受理]

employed at 214 child guidance centers throughout Japan. Respondents completed an anonymous written questionnaire. Personal information as well as information about educational needs in terms of required lectures and exercises and educational opportunities were collected from questionnaire responses. The questionnaire data were examined using descriptive statistics and Dunn's test and Chi-squared test assess differences among the three professional categories.

Results: Of the 395 responses, 387 (97.9%) were eligible for analysis. Child welfare officers, child psychologists and public health nurses represented 43.9%, 43.9%, and 12.1%, respectively, of the study population. The top themes of lectures were "Impact of abuse on children" and "Judgement of abuse and risk assessment". There were several themes of lectures with no significant differences among the professional officers, one of which was "impact of abuse on children". They recognized the theme of lecture "interview skills with children and parents" was required, but did not have an opportunity to study it. The top themes of the exercises were "Interview skills with children and parents" and "Judgement of abuse and risk assessment". There were several themes of exercises with no significant differences among the professional officers, one of which was "case study". They recognized the themes of exercise "supervision" "interview skills with children and parents" were required, but did not have an opportunity to study it.

Conclusion: Several types of theme required for all types of professional officers as well as theme offered only to specific types of officers at child guidance centers in Japan were identified. The results of this study will be helpful for developing educational materials and defining target groups for child guidance center staff in Japan. This information can also be used to promote mutual understanding and cooperation among professional officers in the child guidance centers through the delivery of joint education programs and recognition of different professional jobs and roles.

keywords: child guidance center, education, child welfare officer, child psychologist, public health nurse

(accepted for publication, July 28, 2020)

I. 緒言

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年）が施行され、約20年経過した。深刻な児童虐待の事件は後を絶たず、たびたび法律の改正がなされ、対策の検討がなされてきた。しかし、平成30年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数は過去最多の159,850件を更新した[1]。平成28年の改正児童福祉法では、市町村と児童相談所の体制強化が示されるとともに、児童相談所強化プランが策定され、専門職の増員、資質の向上、関係機関との連携強化などが掲げられた。その結果、児童相談所の専門職の大幅な増員が短期間で図られるとともに、平成29年3月31日には「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）[2]に基づき、児童相談所の専門職の能力の強化が図られているところである。一方、改正児童福祉法において、「児童の健康及び心理の発達に関する専門的な知識等を必要とする指導をつかさどる所員として、医師又は保健師を配置する」（児童福祉法第12条の3第6項第2号）と明記されたこと、「児童虐待防止対策に関する業務の基本方針について」（平成28年3月29日閣議決定）において、保健師の配置の目標値が示されたことから、児童相談所に配置される保健師の増加も今後見込まれる。

現在、児童相談所の専門職を対象とする研修は、都道府県が主催する他、子どもの虹情報研修センター、学会

等の関係団体、国立保健医療科学院等で行われている。しかし、国立保健医療科学院における、児童相談所に所属する専門職や児童虐待対応・支援に従事する専門職を対象とする研修受講者（児童福祉司、児童心理司、保健師）への研修後のアンケートでは、研修を受ける機会が十分でないことや、新規採用職員への職場内教育（On-the job training/OJT）の体制に関する課題、専門職（児童福祉司・児童心理司・保健師を含む）間の連携・役割分担に関する課題等が報告されている。児童相談所の機能強化のためには、児童相談所の専門職それぞれが、専門性を活かした役割を果たす必要があり、そのために必要な能力に対応した教育や、児童相談所内の体制整備が必要と考える。厚生労働省による「児童相談所運営指針」に各専門職の職務内容が示されており[3]、児童福祉司[4-6]、児童心理司[7-9]や、保健師[10-14]の実践や役割に関する報告もなされている。児童相談所における現任研修のあり方については、2000年[15]、2001年[16]に研究報告があるのみで、この分野における知見の積み上げが乏しく、専門職に求められる知識や能力、それを育成するために必要な研修のニーズに関する資料は見られない。そこで本研究では、児童相談所の専門職が学ぶ必要があると考える研修テーマと、それらを学ぶ機会の実態を明らかにすることを目的とした。それにより、都道府県や教育機関がニーズに合った研修を計画するうえで参考となる資料を得られると考える。

II. 研究方法

1. 研究デザイン

無記名自記式質問紙調査

2. 調査対象者

国立保健医療科学院にて開催された研修の受講者から、規定上の研修は児童相談所への着任時や児童相談所長等管理職の職員を対象とする研修に限られており、その他の職員が研修を通して学ぶ機会が少ない、という意見が伺えた。そこで、本調査の対象者はこれらの意見を参考に設定し、都道府県、政令市、児童相談所設置市の児童相談所に配属されている児童福祉司、児童心理司、保健師（以下、児童相談所職員）のうち、児童相談所長等管理職を除く、児童相談所勤務年数3年以上の者とした。児童相談所1か所につき、条件に該当する各職種1名からの回答を依頼した。保健師については、問い合わせがあった児童相談所について、3年以上の者がいない場合は3年未満でも可とした。保健師の配置は1年目のため、回答が困難との回答も複数あった。

3. 調査方法

平成30年8月、各児童相談所長宛てに、依頼文書、説明文書、無記名自記式質問票（3部）、返信用封筒（3部）を郵送し、回答者各自返信用封筒による返送にて回収した。214児童相談所に郵送し、395名から回答を得た。欠損データがあるものを除外した有効回答は387人（有効回答率97.9%）であった。

4. 調査内容

回答者の属性、回答者が「自分の職種に必要である」と認識している研修内容（講義テーマ計33項目、演習テーマ9項目：「5.とても必要～1.必要ではない」の5段階）とそれらを学ぶ機会の有無とした。研修内容の項目は、「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」（H29.3.31,厚生労働省雇用均等児童家庭局長通知）[17]、「児童相談所及び市町村の職員研修の充実について」（H24.2.23,厚生労働省雇用均等児童家庭局総務課長通知）[18]、都道府県の研修プログラム等を参考に、調査票案を作成した。そのうえで、A県の児童相談所児童福祉司・児童心理司・保健師の意見を踏まえて修正したものを、国立保健医療科学院児童相談所職員研修担当者間で協議し、調査票を作成・使用した。

5. 分析方法

全変数について記述統計を行った。学ぶ必要があるとする研修内容（講義・演習テーマ）の必要性（「とても必要」=5～「必要ではない」=1の5段階）、と学ぶ機会の有無（「学ぶ機会がある」=0,「学ぶ機会がない」

=1）は、職種間の回答傾向が異なるかを分析した。学ぶ必要があるとする研修内容について、Kruskal Wallis検定を実施後、有意だった項目についてのみ、Dunn検定にて多重比較を行い、学ぶ機会の有無については、 χ^2 二乗検定を行った。解析には統計ソフトSPSSver24.0 for Windowsを用い、有意水準は5%未満とした。

6. 倫理的配慮

研究の実施にあたり、国立保健医療科学院倫理委員会の承認を得た（平成30年7月18日、承認番号NIPH-IBRA#12196）。対象者には文書で研究の目的、データ収集方法や手順、研究結果の公表、匿名性の確保、所属自治体の識別はできないこと、研究者のみがデータを扱うこと、終了後のデータの保管方法と期限などを説明し、インフォームドコンセントを得た。回答は自由意志に基づくものとし、回答しない場合も不利益を被らないことを説明し、調査票の返送をもって研究参加の同意を得られたものとした。

III. 結果

1. 回答者の属性

回答者の所属機関における属性を表に示す（表1）。回答者の年齢は、40代が42.4%と最も多く、30代30.2%、50代16.5%と続いた。性別は、女性60.2%、男性39.8%であった。回答者の児童相談所における職種の割合は、児童福祉司43.9%、児童心理司43.9%、保健師12.1%であった。所属部署（担当係）の割合は、調査・相談・指導に係る部署59.7%、判定（診断）に係る部署40.3%、保護に係る部署6.7%、その他の部署4.1%であった。児童相談所の経験年数の平均は7.8（±4.8）年であった。職種（児童福祉司、児童心理司、保健師）としての経験年数は、平均13.3年であった。職種別には、児童福祉司が平均12.5（±7.1）年、児童心理司が平均11.4（±9.1）年、保健師が平均22.6（±9.9）年であり、保健師が最も長かった。職種としての経験年数が10年以上であったのは児童福祉司では39.3%、児童心理司では63.1%、保健師では84.8%であった（表2）。一方、児童相談所の経験年数を職種別にみると、児童福祉司で平均9.5（±5.1）年、児童心理司で平均7.4（±3.9）年、保健師で平均3.4（±3.5）年であり、保健師が最も短かった。10年以上であった人の割合は児童福祉司では26.8%、児童心理司では43.8%、保健師では4.3%であった（表2）。現職の保有資格は、社会福祉士が31.0%と最も多く、臨床心理士が27.4%、保健師が12.7%、精神保健福祉士が10.6%であった。回答者のうち、いずれの資格も保有していない者は16.8%であった。回答者の最終学歴は、大学（4年制）が56.6%で最も多く、大学院修士課程が30.2%であった。

児童相談所職員を対象とした研修ニーズに関する実態調査報告

表 1 回答者の属性

	N	%		N	%
年齢階層			保有資格		
20代	35	9.0	社会福祉士	120	31.0
30代	117	30.2	臨床心理士	106	27.4
40代	164	42.4	保健師	49	12.7
50代	64	16.5	看護師	27	7.0
60代	7	1.8	精神保健福祉士	41	10.6
性別			保育士	18	4.7
女性	233	60.2	教員	41	10.6
男性	154	39.8	保有資格なし	65	16.8
所属機関における職種				平均値	標準偏差
児童福祉司	170	43.9	経験年数		
児童心理司	170	43.9	児童相談所の経験年数	7.8	4.8
保健師	47	12.1	職種別：児童福祉司	9.5	5.1
所属部署			職種別：児童心理司	7.4	3.9
調査・相談・指導に係る部署	231	59.7	職種別：保健師	3.4	3.5
判定（診断）に係る部署	156	40.3	専門職としての経験年数	13.3	9.1
保護に係る部署	26	6.7	職種別：児童福祉司	12.5	7.1
その他の部署	16	4.1	職種別：児童心理司	11.4	9.1
最終学歴			職種別：保健師	22.6	9.9
専門学校・短期大学	40	10.4			
大学（4年制）	219	56.6			
大学院修士課程	117	30.2			
その他	9	2.4			
無回答	2	0.5			

表 2 職種ごとの児童相談所経験年数

		児童福祉司		児童心理司		保健師	
		度数	%	度数	%	度数	%
児童相談所経験年数	5年未満	46	27.4	30	17.8	38	80.9
	5年以上10年未満	77	45.8	65	38.5	7	14.9
	10年以上	44	26.2	66	39.3	1	2.1
	20年以上	1	0.6	8	4.7	1	2.1
	全体	168	100	169	100	47	100
職種としての経験年数	5年未満	39	23.9	23	13.7	2	4.3
	5年以上10年未満	60	36.8	39	23.2	5	10.9
	10年以上20年未満	32	19.6	80	47.6	7	15.2
	20年以上30年未満	24	14.7	21	12.5	20	43.5
	30年以上	8	4.9	5	3.0	12	26.1
	全体	163	100	168	100	46	100

2. 回答者が所属する機関の属性

回答者が所属する機関の属性について、表3に示す。都道府県の児童相談所であると回答した者が84.0%、政

令指定都市の児童相談所が14.2%であった。所属する児童相談所の人員配置状況では、人員総数は平均23.8（±15.48）人であり、最も多かった職種が児童福祉司

表 3 所属する児童相談所の属性

	N	%		平均値	標準偏差
設置自治体			所属先の人員配置状況		
都道府県	325	84.0	人員総数	23.8	15.48
政令指定都市	55	14.2	児童福祉司（常勤）	15.5	10.69
その他	5	1.3	児童福祉司（非常勤）	0.40	1.16
無回答	2	0.5	児童心理司（常勤）	6.20	4.03
保健師の配置			児童心理司（非常勤）	1.10	1.93
保健師常勤の配置あり	199	51.4	保健師（常勤）	0.70	0.97
内訳（保健師常勤1～2名）	184	47.6	保健師（非常勤）	0.10	0.40
（保健師常勤3名以上）	15	3.8			
保健師非常勤の配置あり	39	10.1			

で、常勤15.5 (±10.69) 人、非常勤0.4 (±1.16) 人であった。次いで、児童心理司が常勤6.2 (±4.03) 人、非常勤1.1 (±1.93) 人と多く、保健師は常勤0.7人 (±0.97) 人、非常勤0.1 (±0.40) 人と最も少なかった。回答者が所属する児童相談所に保健師常勤がいると回答した人は、199人 (51.4%) であったが、常勤の保健師数を1~2名とする回答者が184人 (47.6%) と約半数であった。

3. 児童相談所職員が学ぶ必要があると考える講義テーマと学ぶ機会

児童相談所職員が「学ぶ必要がある講義テーマである」(「5.とても必要」「4.どちらかと言えば必要」のいずれか) と回答した人の割合の上位項目は、「虐待の子どもへの影響」「虐待の判断・リスクアセスメント」「子どもの問題行動」「子ども・保護者の精神疾患、知的障害、発達障害」「子どもの心身の成長発達」「家族機能、家族の発達、家族関係、家族力動」と続いた(表4)。

学ぶ必要があると考える講義テーマについて、職種別の平均値と職種間の差についての検定結果を表5に示した。Kruskal Wallis 検定を実施後、有意だった項目についてのみ、Dunn検定を行った。職種間で差がなく、学ぶ必要があると答えた人の割合が高かった上位5項目は、「虐待の子どもへの影響」「重大な被害を受けた事例検証結果の理解」「事例検討方法」「里親等家庭養育を行う者への支援」「子ども・保護者への態度、姿勢」であった。このうち、学ぶ必要性がある講義テーマの上位10項目(表4)に含まれたものは、「虐待の子どもへの影響」のみであった。

また、学ぶ必要性が他の2職種より高く有意差がみられたものは、児童福祉司で「児童虐待における法律」「ソーシャル・ワーク」「ケースマネジメント」「里親への包括的支援体制の確立・強化」、児童心理司で「子どもの心身の成長発達」「保護者の心理」「家族機能、家族の発達、家族関係、家族力動」「子どもの問題行動」「子

表4 児童相談所職員が認識する学ぶ必要がある研修テーマと学ぶ機会がない研修内容

順位(講義)		学ぶ必要があると答えた人の割合 (%)
1	講義テーマ8 虐待の子どもへの影響(発達、心理・行動的影響)	96.9
2	講義テーマ6 虐待の判断・リスクアセスメント	96.7
3	講義テーマ10 子どもの問題行動(不登校、非行、性暴力、依存、放火等)	95.6
4	講義テーマ9 子ども・保護者の精神疾患、知的障害、発達障害(症状・特徴、治療、関連制度、支援等)	95.0
5	講義テーマ3 子どもの心身の成長発達	94.8
6	講義テーマ5 家族機能、家族の発達、家族関係、家族力動	94.6
7	講義テーマ4 保護者の心理	93.8
8	講義テーマ16 子ども・保護者との面接に関する技術(家族間のコミュニケーションを促進する夫婦面接、家族合同面接技法)	93.5
9	講義テーマ1 関係法令・制度・施策の基本	93.2
10	講義テーマ13 児童虐待における法律/行政権限の行使、司法手続、法的対応等	93.1
順位(講義)		学ぶ機会がないと答えた人の割合 (%)
1	講義テーマ21 里親等家庭養育(代替養育)を行う者への支援	12.9
2	講義テーマ2 関係法令・制度・施策の運用/手続き、相談援助活動に活かす方法等	12.1
3	講義テーマ12 児童相談所と子ども家庭相談担当課・母子保健担当課等の間での役割分担	11.6
4	講義テーマ23 スーパービジョン(スーパーバイズの方法等)	11.6
5	講義テーマ27 地域および地域資源のアセスメント	11.6
6	講義テーマ13 児童虐待における法律/行政権限の行使、司法手続、法的対応等	11.1
7	講義テーマ15 ソーシャル・ワーク(ファミリー・ソーシャル・ワーク)	10.9
8	講義テーマ16 子ども・保護者との面接に関する技術(家族間のコミュニケーションを促進する夫婦面接、家族合同面接技法等)	10.9
9	講義テーマ18 子ども・保護者への治療(心理療法、集団療法等)	10.9
10	講義テーマ19 子どもの自立支援	10.6
順位(演習)		学ぶ必要があると答えた人の割合 (%)
1	演習テーマ1 子ども・保護者との面接に関する技術(家族間のコミュニケーションを促進する夫婦面接、家族合同面接技法)	93.0
2	演習テーマ9 虐待の判断・リスクアセスメント	92.3
3	演習テーマ4 事例検討(ケース・カンファレンス)	91.2
4	演習テーマ3 子ども・保護者への態度、姿勢	86.8
5	演習テーマ5 スーパービジョン	86.6
順位(演習)		学ぶ機会がないと答えた人の割合 (%)
1	演習テーマ5 スーパービジョン	9.3
2	演習テーマ7 地域と地域資源のアセスメント、必要な資源・制度・事業の検討	8.0
3	演習テーマ6 ケースマネジメント(アセスメント、アセスメント計画、ケース進捗管理)	6.2
4	演習テーマ1 記録の書き方(ジェノグラムを含む)	5.9
5	演習テーマ2 子ども・保護者との面接に関する技術(家族間のコミュニケーションを促進する夫婦面接、家族合同面接技法)	4.9

学ぶ必要がある: 「5.とても必要」「4.どちらかと言えば必要」のいずれか

児童相談所職員を対象とした研修ニーズに関する実態調査報告

表5 児童相談所職員（職種別）が認識する必要な研修テーマと学ぶ機会

研修テーママ (講義)	学ぶ必要性					学ぶ機会						
	平均値					割合(%)						
	合計	児童福祉司	児童心理司	保健師	保母	合計	児童福祉司	児童心理司	児童心理司	児童心理司	児童心理司	
講義テーマ1 関係法令・制度・施設の基本	4.50	4.64	4.31	4.63	4.63	9.0	4.0	15.0	4.0	4.0	**	児童福祉司 児童心理司 児童心理司
講義テーマ2 関係法令・制度・施設の運用手続き、相談援助活動に活かす方法等	4.44	4.66	4.21	4.50	4.50	**	12.0	6.0	20.0	4.0	**	児童福祉司 児童心理司 児童心理司
講義テーマ3 子どもへの心身の成長発達	4.60	4.51	4.74	4.30	4.30	**	4.0	5.0	2.0	6.0	*	児童福祉司 児童心理司 児童心理司
講義テーマ4 保護者の心理	4.58	4.56	4.70	4.22	4.22	**	10.0	12.0	7.0	13.0		児童福祉司 児童心理司 児童心理司
講義テーマ5 家族機能、家族関係、家族力	4.60	4.57	4.74	4.20	4.20	**	8.0	10.0	5.0	13.0		児童福祉司 児童心理司 児童心理司
講義テーマ6 虐待の判断・リスクアセスメント	4.70	4.81	4.62	4.61	4.61	*	3.0	2.0	4.0	2.0	*	児童福祉司 児童心理司 児童心理司
講義テーマ7 一時保護の方法、目的、及ぼす影響（子ども、保護者、関係機関）	4.40	4.53	4.30	4.30	4.30	*	6.0	4.0	10.0	2.0	*	児童福祉司 児童心理司 児童心理司
講義テーマ8 虐待の子どもへの影響（発達、心理・行動的影響）	4.78	4.74	4.74	4.84	4.70		2.0	1.0	2.0	2.0		児童福祉司 児童心理司 児童心理司
講義テーマ9 子ども、保護者の精神疾患、知的障害、発達障害（症状・特徴、治療、関連制度、支援等）	4.63	4.54	4.75	4.52	4.52	**	3.0	4.0	2.0	6.0		児童福祉司 児童心理司 児童心理司
講義テーマ10 子ども問題行動（不登校、非行、性暴力、依存、放火等）	4.65	4.54	4.79	4.53	4.53	**	5.0	6.0	4.0	7.0	**	児童福祉司 児童心理司 児童心理司
講義テーマ11 児童相談所の運営	3.88	3.97	3.79	3.83	3.83		10.0	4.0	16.0	11.0		児童福祉司 児童心理司 児童心理司
講義テーマ12 児童相談所と子ども家庭相談担当課・母子保護担当課等の間での役割分担	4.18	4.41	3.94	4.26	4.26	**	12.0	9.0	16.0	6.0		児童福祉司 児童心理司 児童心理司
講義テーマ13 児童虐待における法行政権限の行使、司法手続、法的対応等	4.49	4.69	4.32	4.39	4.39	**	11.0	8.0	13.0	13.0		児童福祉司 児童心理司 児童心理司
講義テーマ14 インターネット面接・相談、アセスメントと方針決定	4.41	4.49	4.44	4.02	4.02	**	6.0	6.0	6.0	6.0		児童福祉司 児童心理司 児童心理司
講義テーマ15 ソーシャル・ワーク（ファミリー・ソーシャル・ワーク）	4.24	4.47	4.08	3.98	3.98	**	11.0	7.0	14.0	13.0	*	児童福祉司 児童心理司 児童心理司
講義テーマ16 子ども、保護者との面接に関する技術（家族間のコミュニケーションを促進する夫婦面接、家族合同面接技法）	4.55	4.54	4.69	4.11	4.11	**	11.0	12.0	9.0	13.0		児童福祉司 児童心理司 児童心理司
講義テーマ17 ケースマネジメント（支援計画の立案・実施・評価）	4.30	4.52	4.18	3.98	3.98	**	8.0	8.0	9.0	6.0		児童福祉司 児童心理司 児童心理司
講義テーマ18 子ども、保護者への治療（心理療法、集団療法等）	4.25	3.86	4.71	3.93	3.93	**	11.0	14.0	8.0	11.0		児童福祉司 児童心理司 児童心理司
講義テーマ19 子どもの自立支援	4.28	4.32	4.34	3.93	3.93	*	11.0	9.0	13.0	11.0		児童福祉司 児童心理司 児童心理司
講義テーマ20 社会的養育に関する制度と運用（施設入所・養子縁組制度・里親制度等の活用方法、決定・指置方法）	4.14	4.38	3.90	4.13	4.13	**	6.0	2.0	9.0	6.0	*	児童福祉司 児童心理司 児童心理司
講義テーマ21 里親等家庭養育（代替養育）を行う者への支援	4.21	4.26	4.24	3.93	3.93		14.0	18.0	11.0	13.0		児童福祉司 児童心理司 児童心理司
講義テーマ22 里親への包括的支援体制の確立・強化	3.96	4.15	3.84	3.69	3.69	**	11.0	12.0	11.0	11.0		児童福祉司 児童心理司 児童心理司
講義テーマ23 スーパーバイジション（スーパーバイズの方法等）	4.18	4.23	4.21	3.87	3.87		12.0	9.0	15.0	11.0		児童福祉司 児童心理司 児童心理司
講義テーマ24 他職種や関係機関（市町村関連部署、医療機関、地域の団体等）の役割理解	4.14	4.30	3.97	4.17	4.17	**	6.0	6.0	6.0	2.0		児童福祉司 児童心理司 児童心理司
講義テーマ25 他職種や関係機関（市町村関連部署、医療機関、地域の団体等）への協力依頼・支援	4.07	4.29	3.82	4.20	4.20	**	7.0	7.0	9.0	2.0		児童福祉司 児童心理司 児童心理司
講義テーマ26 他職種や関係機関・機関との協働・連携体制の構築	4.04	4.30	3.72	4.30	4.30	**	8.0	7.0	9.0	4.0		児童福祉司 児童心理司 児童心理司
講義テーマ27 地域および地域資源のアセスメント	3.99	4.10	3.86	4.02	4.02	**	12.0	13.0	11.0	9.0		児童福祉司 児童心理司 児童心理司
講義テーマ28 記録、文書管理	3.89	4.04	3.76	3.80	3.80	*	8.0	10.0	6.0	6.0		児童福祉司 児童心理司 児童心理司
講義テーマ29 子ども、保護者への態度、姿勢	4.21	4.17	4.28	4.07	4.07		4.0	4.0	3.0	6.0		児童福祉司 児童心理司 児童心理司
講義テーマ30 事例検討方法（ケース・カンファレンス）	4.30	4.23	4.39	4.24	4.24		5.0	4.0	5.0	6.0		児童福祉司 児童心理司 児童心理司
講義テーマ31 調査方法	3.91	4.16	3.66	3.87	3.87	**	8.0	5.0	9.0	11.0		児童福祉司 児童心理司 児童心理司
講義テーマ32 重大被害を受けた事例（死亡事例を含む）検証結果（背景や要因、対策）の理解	4.31	4.38	4.20	4.43	4.43		9.0	10.0	11.0	2.0		児童福祉司 児童心理司 児童心理司
講義テーマ33 妊娠期からの児童虐待の予防（母子保健に関する制度、特定妊婦の理解を含む）	4.23	4.31	4.09	4.41	4.41	*	10.0	9.0	12.0	7.0		児童福祉司 児童心理司 児童心理司

研修テーママ (演習)	学ぶ必要性					学ぶ機会						
	平均値					割合(%)						
	合計	児童福祉司	児童心理司	保健師	保母	合計	児童福祉司	児童心理司	児童心理司	児童心理司		
演習テーマ1 記録の書き方（ジェノグラムを含む）	4.17	4.25	4.13	3.98	3.98		9.0	10.0	10.0	9.0		児童福祉司 児童心理司 児童心理司
演習テーマ2 子ども、保護者との面接に関する技術（家族間のコミュニケーションを促進する夫婦面接、家族合同面接技法）	4.57	4.54	4.71	4.13	4.13	*	8.0	7.0	8.0	11.0		児童福祉司 児童心理司 児童心理司
演習テーマ3 子ども、保護者への態度、姿勢	4.36	4.30	4.48	4.13	4.13	*	6.0	6.0	6.0	6.0		児童福祉司 児童心理司 児童心理司
演習テーマ4 事例検討（ケース・カンファレンス）	4.43	4.39	4.51	4.35	4.35		6.0	5.0	7.0	6.0		児童福祉司 児童心理司 児童心理司
演習テーマ5 スーパーバイジション	4.36	4.33	4.48	4.00	4.00	**	5.0	5.0	4.0	9.0		児童福祉司 児童心理司 児童心理司
演習テーマ6 ケースマネジメント（アセスメント、アセスメント計画、ケース進捗管理）	4.31	4.48	4.21	4.08	4.08	*	5.0	5.0	4.0	6.0		児童福祉司 児童心理司 児童心理司
演習テーマ7 地域と地域資源のアセスメント、必要な資源・制度・事業の検討	4.03	4.22	3.87	3.98	3.98	**	5.0	2.0	6.0	11.0		児童福祉司 児童心理司 児童心理司
演習テーマ8 調査	3.91	4.19	3.62	3.93	3.93	**	4.0	2.0	4.0	6.0	**	児童福祉司 児童心理司 児童心理司
演習テーマ9 虐待の判断・リスクアセスメント	4.49	4.63	4.36	4.48	4.48	**	3.0	1.0	4.0	4.0		児童福祉司 児童心理司 児童心理司

* p<0.05 ** p<0.01

ども・保護者への治療」であった(表5)。保健師については、他の2職種より値が高いテーマはみられなかった。学ぶ必要性が他の2職種より低く、有意差がみられたものは、児童福祉司ではみられず、児童心理司で「関係法令・制度・施策の基本」「関係法令・制度・施策の運用/手続き」「児童相談所と子ども家庭相談担当課等との役割分担」「他職種や関係部署・機関等への協力依頼・支援」「他職種や関係部署・機関等との協働・連携体制の構築」「妊娠期からの児童虐待の予防」であった。保健師では「インテーク面接」「子ども・保護者との面接に関する技術」「子どもの自立支援」の3項目であった。

他方、「学ぶ機会がない講義テーマである」と回答した人の割合の上位項目は、「里親等家庭養育を行う者への支援」「関連法令・制度・施策の運用/手続き」「児童相談所と子ども家庭相談担当・母子保健担当課等間の役割分担」「スーパービジョン」「地域および地域資源のアクセスメント」と続いた(表4)。学ぶ必要があると考える講義テーマと学ぶ機会がない講義テーマの両方で上位に挙がっていたものは、「子ども・保護者との面接に関する技術」であった。

学ぶ機会について職種別にみると(表5)、3職種間の差がなかった講義テーマが全体の約8割であった。学ぶ機会がないと答えた人の割合が他の2職種より高く、有意差がみられたものは、児童心理司で「関係法令・制度・施策の基本」「関係法令・制度・施策の運用/手続き」であった。「関係法令・制度・施策の基本」は、学ぶ必要性の認識の値が他の2職種より低く、有意差がみられたことから、児童心理司は「関係法令・制度・施策の基本」「関連法令・制度・施策の運用/手続き、相談援助活動に活かす方法等」を他の2職種に比べて必要と認識しておらず、学ぶ機会もないことが確認された。

4. 児童相談所職員が学ぶ必要があると考える演習テーマと学ぶ機会

児童相談所職員が「学ぶ必要がある演習テーマである」「(5.とても必要)」「4.どちらかと言えば必要」のいずれか」と回答した人の割合の上位5項目は、「子ども・保護者との面接に関する技術」「虐待の判断・リスクアセスメント」「事例検討」「子ども・保護者への態度、姿勢」「スーパービジョン」であった(表4)。

学ぶ必要性について職種別にみると、3職種間の差がなかった演習テーマは、平均点が高い順に、「事例検討」「記録の書き方」であった(表5)。他の2職種より値の高いテーマがあったのは、児童福祉司で「ケースマネジメント」、児童心理司で「子ども・保護者への態度、姿勢」であることが確認された。児童福祉司の値が他の職種より高いテーマのうち、「ケースマネジメント」「地域と地域資源のアクセスメント」「調査」「虐待の判断・リスクアセスメント」は、いずれも児童心理司との間に有意差がみられ、児童心理司より学ぶ必要性を認識していることが確認された。

一方、「子ども・保護者との面接に関する技術」は、保健師の値が他の2職種より低く、有意差がみられた。講義テーマでも「子ども・保護者との面接に関する技術」は、保健師の値が他の2職種より低く、有意差がみられたことから、保健師はこのテーマに関する講義・演習を他の2職種に比べて学ぶ必要があると認識していないことが確認された。その他に、児童心理司の値が他の職種より高いテーマは、「スーパービジョン」で保健師と有意差がみられた。

他方、「学ぶ機会がない演習テーマである」と回答した人の割合の上位5位(表4)は、「スーパービジョン」「地域と地域資源のアクセスメント、必要な資源・制度・事業の検討」「ケースマネジメント」「記録の書き方」「子ども・保護者との面接に関する技術」と続いた。学ぶ必要があると考える演習テーマとして上位に挙げられた一方、学ぶ機会がない上位項目にも挙がっていた演習テーマは、「スーパービジョン」と「子ども・保護者との面接に関する技術」であった(表4)。

学ぶ機会について職種別にみると、職種間で差があった演習テーマは、「調査」のみで、児童福祉司でなしの割合が他の2職種より有意に低かった(表5)。

IV. 考察

本研究の対象者が「今後学ぶ必要がある」と認識している、講義・演習テーマが明らかになった。以下、特徴的だったものについて考察する。

「子ども・保護者との面接に関する技術」は、講義と演習の「学ぶ必要性の認識」と「学ぶ機会がない」の両方で上位のテーマに挙がった(表4)。講義・演習ともに、「学ぶ必要性の認識」における児童心理司、児童福祉司の値が保健師より有意に高かったことから(表5)、特にこの2職種のニーズが高いと考えられた。学ぶ必要性の認識が低かった保健師は、職種の平均経験年数が22.6(±9.9)年と他職種の平均に比べて10年以上長く、実務経験を通して習得してきたことが、職種間の有意差をもたらした可能性があると考えられた。しかし今後、児童相談所への保健師の配属が推進される中で、実務経験年数が短い保健師が配属となる可能性もあり、配属された保健師の個々の背景に応じて、研修の必要性を考慮する必要がある。

また、「虐待の判断・リスクアセスメント」は学ぶ必要があると考える講義・演習テーマの両方で上位2位であった(表4)。虐待のアセスメント力、リスクアセスメント能力については、「子ども虐待による死亡事例等の検証について」報告書における地方公共団体への提言として、繰り返し述べられている。第15次報告においても明記されているが[19]、実際に児童相談所職員が認識しているニーズと合致していた。児童福祉司と児童心理司の間で有意な差が確認されたが、その値は全体的に高いことから全職種にニーズがあると考えられた。

厚生労働省が策定した児童相談所強化プラン（2016年4月）では、児童福祉司にスーパーバイズの研修受講の義務化が図られた[20]。「スーパービジョン」は、講義テーマで「学ぶ機会がない」と答えた人の割合が同率3番目に多かったほか、演習テーマでは、「学ぶ必要性の認識」で上位5位であり、「学ぶ機会がない」と答えた人の割合は最上位であった（表4）。児童福祉司を対象とした調査結果で、スーパーバイザーに着任した時の児童相談所勤務経験の平均年数は7.85年と報告されている[16]。本研究における児童福祉司の経験年数の平均値は、9.5年（表1）とより長かったことから、スーパーバイザーとしての役割を担う立場にありながら、学ぶ機会を得られていない状態にあること、そして今後の課題と考えられた。

また、厚生労働省はスーパーバイズの研修受講を児童福祉司に限り義務づけているが、講義では3職種間で学ぶ必要性の認識に有意な差が見られなかったこと、有意差は見られなかったが、演習では児童心理司の値が児童福祉司より高かったことから、行政や専門家が判断するノーマティブ・ニーズは児童福祉司に限定しているが、実際には児童福祉司に対象職種を限定せず、各児童相談所における実際のニーズを把握し、研修対象者もしくは研修内容を検討する必要があると考えられた。

一方、学ぶ必要性の認識は高くないものの、学ぶ機会がないテーマについても、学ぶ必要性を考慮したうえで学ぶ機会を設ける必要があると考えられた。

例えば、学ぶ機会がない講義テーマ最上位の「里親等家庭養育を行う者への支援」は、学ぶ必要性の上位には挙がらなかったが（表4）、学ぶ必要性の認識・学ぶ機会の実態ともに職種間で有意な差がなく（表5）、3職種とも他の職種に比べて学ぶ機会が少ない実態が明らかになった。厚生労働省が2017年に社会的養育ビジョンにおいて、里親への委託割合を10年以内に75%まで増やす計画を策定した。それに伴い、里親家庭における支援ニーズに関する調査が行われ、養育支援や家庭内の関係性に起因するニーズの他、里親委託解除後に至る継続支援の必要性が報告されている[21]。乳児院や児童養護施設と児童相談所の里親支援担当職員の連携支援の必要性も報告されており[22]、国の政策動向に応じて、家庭養育を行う者への支援の必要性の認識とともに研修のニーズが高くなる可能性も考えられる。

また、「関係法令・制度・施策等の運用/手続き」や「児童虐待における法律/行政権限の行使、司法手続、法的対応等」は、講義として学ぶ必要性の順位はそれほど高くなく、また学ぶ機会が少ない実態が明らかになった（表4）。児童福祉法および児童虐待防止等に関する法律が相次いで一部改正される中、児童相談所に与えられた権限を行使する際の手続きや、制度・施策を相談援助活動のプロセスでどのように活用するかなどの実務は、OJTに委ねられている可能性が考えられる。各児童相談所における職員の知識習得状況や実際のフェルト・ニ

ズに応じて、法や制度の説明に留まらない内容を学ぶ機会を設ける必要があると考えられた。

学ぶ機会がない講義テーマの上位に挙がった、「ソーシャル・ワーク」「子ども・保護者への治療」「子どもの自立支援」（表4）も、職種別の学ぶ必要性の認識に有意差があり、学ぶ必要があると考える講義テーマの上位には挙がらなかった。ソーシャル・ワークの具体的な内容については、調査上特に言及しなかったが、不本意な一時保護をされた保護者と児童相談所の協働関係の構築等の子ども虐待の危機介入におけるソーシャル・ワーク[23]や、児童相談所がおこなう家庭復帰支援等の家族再統合にむけたファミリー・ソーシャル・ワークなど[24]が想定される。ソーシャル・ワークや子どもの自立支援、子ども・保護者の治療は、保健師の役割とされており[25,26]、保健師の認識が他職種に比べやや低い背景には、児童相談所で果たす役割の違いが関連していると考えられる。しかし、自治体によっては保健師がソーシャル・ワークや子どもの自立支援に関わっている可能性も考えられるため、各児童相談所における業務や役割に基づき、各職種のニーズに対応する必要がある。

V. 結語

本研究の結果、児童相談所職員が学ぶ必要性を認識する研修テーマと、それらを学ぶ機会の実態が明らかになった。児童虐待の通報件数や警察による検挙数が増加の一途をたどる中、厚生労働省による児童相談所強化プランにおいては、児童福祉司の資質の向上を計画に位置付け、具体策として研修等の実施を掲げている。しかし、児童心理司や保健師も同様に学ぶ必要性を認識している研修テーマが明らかになった。また、実際に研修のニーズがある可能性や、職種に関わらず研修の機会がない実態も確認された。したがって都道府県・政令市・児童相談所設置市においては、各専門職が果たしている役割や課題となる資質を明らかにし、職種によらず、実際のニーズを満たす研修の計画・実施、受講対象者の選定が求められる。新たに配置が進む保健師が、その専門性を活かした役割や機能を果たすことができる、組織体制の見直しの必要性も述べられていることから[25,27]、今後は3職種が相互理解を深め、適切に専門性を発揮しながら、協働で子ども虐待に対応できることを目的とした研修が必要と考えられる。本研究から得られた知見を、研修テーマと対象職種を検討する上での参考とし、学ぶ必要性の認識が高く、職種間で学ぶ必要性の認識に差がなかったものは、職種合同で研修を行うことで、業務や役割認識を共有し、職種間の相互理解と所内連携にも役立つ可能性があると考えられる。

研究の限界として、回答者が一部の自治体に偏りがある可能性および、回答が少ない保健師のニーズを十分反映した結果を得られていない可能性が挙げられる。専門職種としての経験年数や保有資格注1)には、職種ごと

にばらつきがあるため、児童相談所勤務年数以外にも、それぞれの個人属性や経験に応じて、学ぶ必要がある研修カリキュラムを検討する必要があるだろう。

本研究の実施において、開示すべきCOIはない。

本研究にご協力いただきました児童相談所の皆様、調査過程で多大なる示唆を頂きました、神奈川県児童相談所職員の皆様、国立保健医療科学院の松繁卓也氏、森山葉子氏、増井英紀氏、湯川慶子氏へ心より感謝申し上げます。

注1) 本調査研究においても、児童福祉司の保有資格は、社会福祉士が60.7%と一番多く、次いで精神保健福祉士が16.1%、教員が8.9%であった。児童心理司については、臨床心理士が58.1%と一番多く、次いで教員が15.0%、社会福祉士が10.2%であった。保健師については、保健師が100%、看護師が53.2%、精神保健福祉士が19.1%であった。

引用文献

- [1] 厚生労働省. 平成30年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数 (速報値). https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000190801_00001.html (accessed 2020-01-12)
Ministry of Health, Labour and Welfare. [Heisei 30 nendo no jido sodansho deno jido gyakutai sodan kensu (sokuhochi).] https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000190801_00001.html (in Japanese)(accessed 2020-01-12)
- [2] 厚生労働省雇用均等・児童家庭局. 児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について. <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000161636.pdf> (accessed 2020-01-12)
Koyo Kinto / Jido Kateikyoku, Ministry of Health, Labour and Welfare. [Jido fukushishito oyobi yohogo jido taisaku chousei kikan no chousei tantosha no kenshuto no jissshi ni tsuite.] <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000161636.pdf> (in Japanese)(accessed 2020-01-12)
- [3] 厚生労働省. 児童相談所運営指針. <https://www.mhlw.go.jp/content/000375442.pdf> (accessed 2020-01-12)
Ministry of Health, Labour and Welfare. [Jido sodansho unei shishin.] <https://www.mhlw.go.jp/content/000375442.pdf> (in Japanese)(accessed 2020-01-12)
- [4] 高橋重宏, 才村純, 山本恒雄, 有村大士, 永野咲, 鶴岡裕晃, 他. 児童相談所児童福祉司の専門性に関する研究. 日本子ども家庭総合研究所紀要. 2010;47:3-61.
- Takahashi S, Saimura J, Yamamoto T, Arimura T, Nagano S, Tsuruoka H. [Jido sodansho jido fukushishi no senmonsei ni kansuru kenkyu.] Reports of Studies of Japan Child and Family Research Institute.2010;47:3-61. (in Japanese)
- [5] 鈴木清. 2年目, 3年目児童福祉司の職業アイデンティティ形成について: 質的データの分析から. 国際文化研究紀要. 2016;23:23-52.
Suzuki K. [Development of professional identity among second- and third-year child welfare officers : Findings from a qualitative data analysis.] International Cultural Studies. 2016;23:23-52. (in Japanese)
- [6] 川並利治, 井上景. 児童福祉司養成に必要な実務の専門性とスキル: 児童相談所スーパーバイザーの視点. 金沢星稜大学人間科学研究. 2018;11(2):15-24.
Kawanami T, Inoue T. [Expertise and skills in practice required for child welfare officer training: The point of view of supervisors in child guidance centers.] Kanazawa Seiryu University Human Sciences. 2018;11(2):15-24. (in Japanese)
- [7] 佐々木大樹. 一時保護中に児童相談所が行う面接—その役割と課題について—. 子どもの虐待とネグレクト. 2007;9(3):394-400.
Sasaki D. [How to interview with abused children in a shelter: its roles and problems.] Japanese Journal of Child Abuse and Neglect. 2007;9(3):394-400. (in Japanese)
- [8] 千賀則史. 児童相談所一時保護所における心理専従職員の役割. 子どもの虐待とネグレクト. 2013;15(3):346-349.
Senga N. [The role of a psychotherapist at the shelter of child guidance center.] Japanese Journal of Child Abuse and Neglect. 2013;15(3):346-349. (in Japanese)
- [9] 佐々木大樹. 児童相談所心理職の実践と課題: 文献レビューによる検討. コミュニティ心理学. 2018;21(2):136-152.
Sasaki D. [Practices and issues of child psychologist in child guidance center: A literature review.] Japanese Journal of Community Psychology. 2018;21(2):136-152. (in Japanese)
- [10] 柴山陽子. 児童虐待における危機介入. 保健師ジャーナル. 2011;67(11):974-979.
Shibayama Y. [Jido gyakutai ni okeru kiki kainyu.] The Japanese Journal for Public Health Nurse. 2011;67(11):974-979. (in Japanese)
- [11] 魚谷幸枝. どこに配置されても公衆衛生の視点を. 保健師ジャーナル. 2011;67(10):863-867.
Uotani S. [Doko ni haichi saretemo koshu eisei no shiten o.] The Japanese Journal for Public Health Nurse. 2011;67(10):863-867.(in Japanese)
- [12] 弘中千加. 児童相談所における保健師の専門性と役

- 割について. 保健師ジャーナル. 2009;65(9):772-778.
Hironaka C. [Jido sodansho ni okeru hokenshi no senmonsei to yakuwari ni tsuite.] The Japanese Journal for Public Health Nurse. 2009;65(9):772-778. (in Japanese)
- [13] 石清水伴美. 静岡県の児童相談所に配属された保健師の活動. 保健の科学. 2006;48(3):189-194.
Iwashimizu T. [Shizuoka ken no jido sodansho ni haizoku sareta hokenshi no katsudo.] Health science. 2006;48(3):189-194. (in Japanese)
- [14] 鈴木朗子, 山田典子. 児童虐待を行った父親への児童相談所保健師が行う支援の現状と課題. 日本フォレンジック看護学会誌. 2015;1(2):60-67.
Suzuki A, Yamada N. [Support provided by a public health nurse at a child protection office to fathers who have abused their children: current status and future challenges.] Journal of Japan Association of Forensic Nursing. 2015;1(2):60-67.
- [15] 才村純, 高橋重宏, 庄司順一, 柏女霊峰, 小山修, 齊藤進, 加藤博仁. 児童相談所職員の現任研修等のあり方に関する研究. 日本子ども家庭総合研究所紀要. 2000;37:181-198.
Saimura J, Takahashi S, Shoji J, Kashiwame R, Koyama O, Saito S, Kato H. [Jido sodansho shokuin no gennin kenshuto no arikata ni kansuru kenkyu.] Reports of Studies of Japan Child and Family Research Institute. 2000;47:3-61. (in Japanese)
- [16] 才村純, 伊藤嘉余子, 小山修, 齊藤進, 荻原総一郎, 高橋重宏, 他. 児童相談所職員の現任研修のあり方に関する研究(2)児童福祉司に対するスーパービジョン等の実態に関する研究. 日本子ども家庭総合研究所紀要. 2000;38:217-237.
Saimura J, Ito K, Koyama O, Saito S, Ogiwara S, Takahashi S, et al. [Jido sodansho shokuin no gennin kenshu no arikata ni kansuru kenkyu(2) Jido fukushishi ni taisuru supervision to no jittai ni kansuru kenkyu.] Reports of Studies of Japan Child and Family Research Institute. 2000;38:217-237. (in Japanese)
- [17] 厚生労働省雇用均等・児童家庭局. 児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について. 平成29年3月31日通知. <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000161636.pdf> (accessed 2020-01-12)
Koyo Kinto / Jido Kateikyoku, Ministry of Health, Labour and Welfare. [Jido fukushishito oyobi yohogo jido taisaku chousei kikan no chousei tantosha no kenshuto no jissshi ni tsuite. Heisei29 nen 3 gatsu 31 nichi tsuchi.] <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000161636.pdf> (in Japanese)(accessed 2020-01-12)
- [18] 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課. 児童相談所及び市町村の職員研修の充実について. 平成24年2月23日通知. https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/120223_1.pdf (accessed 2020-01-12)
Somuka, Koyo Kinto / Jido Kateikyoku, Ministry of Health, Labour and Welfare. [Jido sodansho oyobi shichoson no shokuin kenshu no jujitsu ni tsuite. Heisei 24 nen 2 gatsu 23 nichi tsuchi.] https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/120223_1.pdf (in Japanese)(accessed 2020-01-12)
- [19] 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会. 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について第15次報告. 2019. https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190801_00003.html (accessed 2020-01-12)
Jido Gyakutaito Yohogo Jirei no Kensho ni kansuru Senmon Inkai, Jido Bukai, Shakai Hosho Shingikai. [Kodomo gyakutai ni yoru shibo jireito no kensho kekato ni tsuite dai 15 ji hokoku. 2019.] https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190801_00003.html (in Japanese)(accessed 2020-01-12)
- [20] 厚生労働省. 児童相談所強化プラン. 2016. <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000122715.html> (accessed 2020-01-12)
Ministry of Health, Labour and Welfare. [Jido sodansho kyoka plan. 2016.] <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000122715.html> (in Japanese)(accessed 2020-01-12)
- [21] 厚生労働省. 平成29年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業「里親家庭における養育実態と支援ニーズに関する調査」研究事業報告書. 2017. <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000520434.pdf> (accessed 2020-01-12)
Ministry of Health, Labour and Welfare. [Heisei 29 nendo Kosei Rodosho kodomo / kosodate shien suishin chosa kenkyu jigyo "Satooya katei ni okeru yoiku jittai to shien needs ni kansuru chosa" kenkyu jigyo hokokusho. 2017.] <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000520434.pdf> (in Japanese)(accessed 2020-01-12)
- [22] 井上寿美, 笹倉千佳弘. 児童養護施設における里親支援の実態: 児童養護施設里親支援担当職員の語りをとおして. 大阪大谷大学教育学部幼児教育実践研究センター紀要. 2018;8:1-24.
Inoue K, Sasakura C. [Jido yogo shisetsu ni okeru satooya shien no jittai: Jido yogo shisetsu satooya shien tanto shokuin no katari o tosite.] Bulletin of Early Childhood Educational Research Center. 2018;8:1-24. (in Japanese)
- [23] 鈴木浩之. 子ども虐待ソーシャルワークにおける協働関係の構築—保護者の「折り合い」への「つなげる」支援の交互作用理論の可能性—. 社会福祉学. 2018;59(2):1-14.

- Suzuki H. [Towards developing "Collaborative" relationship in child abuse prevention: Possibility of transactional theory of social workers' 'Linking' and the parents' 'Accommodation'.] Japanese Journal of Social Welfare. 2018;59(2):1-14. (in Japanese)
- [24] 西原尚之. 家族再統合にむけたファミリーソーシャルワーク: 児童相談所がおこなう家庭復帰支援の前提条件. 筑紫女学園大学研究紀要. 2017;12:147-159. Nishihara N. [Family social work for family re-integration: Prerequisites for child guidance center to help children and their parents reunified.] Journal of Chikushi Jogakuen University. 2017;12:147-159. (in Japanese)
- [25] 富岡順子, 宮崎晃子, 村岡広代, 磯崎夫美子, 三尾早苗, 鈴木浩之. 児童相談所チームアプローチにおける保健師の役割—所内多(他)職種へのアンケート調査に基づき—. 神奈川県児童相談所紀要. 2014. <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/w6j/jisouhokenshi/documents/hokenshi.pdf> (accessed 2020-01-12) Tomioka J, Miyazaki A, Muraoka H, Isozaki F, Mio S, Suzuki H. [Jido sodansho team approach ni okeru hokenshi no yakuwari: Shonai tashokushu eno enquete chosa ni motozuki.] Kanagawaken Jido Sodansho Kiyo. 2014. <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/w6j/jisouhokenshi/documents/hokenshi.pdf> (in Japanese) (accessed 2020-01-12)
- [26] 石井陽子, 二宮一枝. 児童相談所保健師の活動と役割に関する文献的考察. 川崎医療福祉学会誌. 2018;27(2):505-512. Ishi Y, Ninomiya I. [A literature review on activities and roles of public health nurses at child guidance centers.] Kawasaki Medical Welfare Journal. 2018;27(2):505-512. (in Japanese)
- [27] 佐藤和宏, 山本恒雄. 児童相談所における保健師の役割について. 日本子ども家庭総合研究所紀要. 2008;45:385-394. Sato K, Yamamoto T. [Jido sodansho ni okeru hokenshi no yakuwari ni tsuite.] Reports of Studies of Japan Child and Family Research Institute. 2008;45:385-394. (in Japanese)